

## 阿倍野区通学路安全対策小会議開催要綱

制 定 令和3.10.26

### (目的)

第1条 この要綱は、阿倍野区通学路安全対策会議開催要綱第5条の規定により開催する阿倍野区通学路安全対策小会議（以下「小会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 小会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 阿倍野区通学路安全対策会議（以下「通学路安全対策会議」という。）における協議内容の円滑な推進のための連絡調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、通学路安全対策会議が小会議において検討することが必要と認める事項の協議に関すること。

### (組織)

第3条 小会議は、通学路安全対策会議の構成員が属する組織の係長級（係長相当級を含む）等で組織する。

2 小会議の座長は、阿倍野区役所市民協働課が務める。

### (運営)

第4条 小会議の会議は、阿倍野区役所教育支援担当課長が前条第1項に定める者を招集して行う。

2 小会議の会議は、必要に応じて、調整・検討事項の関係者のみで開催することができる。

### (庶務)

第5条 小会議の庶務は、阿倍野区役所市民協働課において処理する。

### 附 則

この要綱は、令和3年10月26日から施行する。